

増欄

リース会計基準の変更に伴う税制改正
— 中小企業実務への影響について —



寺内正夫
【芝】

I、はじめに

平成19年度税制改正により、所有権移転外ファイナンスリース取引の取扱いが賃貸借取引から売買取引に変更された。この改正は会計基準の変更に伴い税制が

II、リース会計基準の改正

所有権移転外ファイナンスリース取引について、改正前の「リース取引に係る会計基準」(平成5年6月17日公表)では、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理(売買処理)を原則としながら、一定の注記を付すことを要件として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理(賃貸借処理)の採用を容認していた。しかし、本来例外処理として認められるべき賃貸借処理を大半の企業が採用しており、このような現状は会計基準の趣旨を否定するような特異な状況である。

III、平成19年度税制改正の内容

税制上は従来、ファイナンスリース取引について、所有権移転リース取引については売買取引とし、所有権移転外リース取引につ

も売買取引として取扱うこととされた。これにより、改正後のファイナンスリース取引は、所有権移転の有無を問わず売買取引となる。なお、改正後の取扱いは平成20年4月1日以後に締結したリース契約から適用され、同日前に締結したリース契約については従前の取扱いによる。改正後の所有権移転外ファイナンスリース取引に係る税務上の取扱いは次のとおりである

- 1 法人税の取扱い
 - (1)原則(売買)処理

所有権移転外ファイナンスリース取引が売買取引とされたことにより、平成20年4月1日以後締結の所有権移転外ファイナンスリース取引により賃借人が賃借するリース資産は、賃借人が取得した減価償却資産として取扱う。具体的には、減価償却資産を割賦購入した場合と同様に、減価償却資産(リース資産)の資産計上と同額の未払金(リース債務)の計上が必要となる。リース資産はリース期間定額法により減価償却費としてリース期間中の各事業年度の損金の額に算入され、賃借人に支払うリース料はリース債務の返済として取り扱う。
 - ①リース期間定額法

残存価額を0として次の算式により計算した金額を償却限度額とする方法。

リース資産の取得価額×当期におけるリース期間の月数÷リース期間の月数

- ②リース資産の取得価額
 - (イ)原則

リース期間中に支払うべきリース料の合計額がリース資産の取得価額となる。この場合、再リース料は原則として取得価額に算入されないが、事業供用のために賃借人が支出する付随費用は取得価額に含まれる。
 - (ロ)例外

リース料の合計額のうち利息相当額を合理的に区分することができるときは、当該利息相当額をリース資産の取得価額とする。この場合には、当該利息相当額はリース期間の経過により利息法又は定額法により損金の額に算入する。リース会計基準ではリース料の合計額を取得価額相当額と利息相当額に区分するのが原則であり、利息相当額については利息法又は定額法により処理することとされている。税務上も会計基準の取扱いを受けて同様の処理を認めているが、利息法及び定額法の計算方法については法令や通

達において明示されておらず、具体的な計算は会計基準を準拠することとなる。

- (2)例外(賃貸借)処理

賃借人が改正前同様に賃借人に支払うリース料を賃借料として経理した場合に、その経理した金額は償却費として損金経理した金額に含まれる。これは、会計基準における簡便処理及び中小企業における事務負担を考慮して、税務上も賃貸借処理を容認したものである(税法上は金額要件等は付されていない)。なお、当該事業年度において償却費として損金経理をした金額とされた賃借料の合計額が上記(1)①で計算した償却限度額と一致する場合には、減価償却に関する明細書の添付を省略することができる。ただし、この取扱いには減価償却費の計上に係る経理処理の例外を認めない。リース資産の取引区分はあくまでも売買取引であることには変わりはない。そのため、リース料の前払い等によりリース期間におけるリース料の額が均等でない場合には、減価償却に関する明細書において償却超過額又は償却不足額の計算が必要となる。

消費税法上、事業者が行うリース取引が、リース資産の譲渡若しくは貸付け又は金銭の貸付けのいずれに該当するかは、所得税又は法人税の取扱いに準ずることとされている。したがって、改正前の消費税法は所有権移転外ファイナンスリース取引に係る支払リース料を、賃貸借取引に係る資産の貸付けの対価として取扱いしていたが、改正後は売買取引に係る資産の譲渡対価として取扱われる。これにより、所有権移転外ファイナンスリース取引により取得したリース資産は、割賦購入の方法により取得した資産と同様に、リース資産の引渡しを受けた日が課税仕入れを行った日となる。したがって、当該リース資産の引渡しを受けた日の属する事業年度においてリース資産の取得価額に付する消費税の全額について仕入税額控除の適用を受けることとなり、改正前とは仕入税額控除の時期が異なる。なお、経理処理につき賃貸借処理を採用している場合においても、消費税法上は例外なく売買取引とされ、リース資産の引渡しを受けた事業年度において当該リース資産の取得価額に

IV、中小企業の会計指針の改正

平成20年度版「中小企業の会計に関する指針」では、所有権移転外ファイナンスリース取引に係る借手は、売買処理により会計処理を行うこととされている。ただし、賃貸借処理による会計処理も認めてお

V、中小企業における改正の影響

上記の取引区分の変更は、法人税及び消費税法について一貫して行われている。この改正の影響を中小企業について考えてみると、法人税では、売買取引を前提とした減価償却計算の枠組みの中ではあるが賃貸借処理を容認しているため、会計基準の適用が強制されない中小企業は、従来からの会計処理を踏襲することが可能であり、実務上の負担は少ないと考えられる。これに対し消費税法は、賃貸借処理を採用した場合でも、例外なくリース資産の引渡し時に取得価額全額に付する課税仕入れを認識する必要があり、改正前と

VI、おわりに

改正後も中小企業の多くが賃貸借処理を採用することが予想されるが、現行の消費税法の取扱いは、借手における事務処理の負担軽減というリース取引のメリットを阻害する要因になるも

する必要がある。
(2)利子又は保険料の額
契約において利子又は保険料が明確に区分されていない場合は、当該利子又は保険料に相当する部分は非課税となり仕入税額控除の対象にならない。

のと思われる。そのため、借手における消費税法上の税額控除の時期については、法人の選択した会計処理の方法に合わせることで対応できるように手当てすることが望まれる。